

区分	一般廃棄物の種類	受入	受入の条件
焼却ごみ	紙くず・生ごみ・ゴム製品・布団（ぬいぐるみ等）・剪定枝（寸法の調整が必要）・木・竹（寸法の調整が必要）	可能	産業廃棄物の条件に該当しないものであれば受け入れ（ゴムは、事業所の個人消費レベルであれば受け入れ） 剪定枝・木・竹は寸法調整要す（枝は直径10センチメートル以下、角材は一辺10センチメートル以下、長さ2メートル以下）
金属類	空き缶（アルミ・スチール）	可能	事業活動にて発生するものは基本除外
	スプレー缶・金属くず	不可	受け入れられません
古紙類	新聞紙・雑誌・雑紙・牛乳パック・段ボール	可能	産業廃棄物の条件に該当しないものであれば受け入れ 販売・店舗等で回収するものは基本除外
不燃物	ビン	可能	販売・店舗等で回収するものは基本除外
不燃物	ガラス・セトモノ類・蛍光灯・電球	不可	受け入れできません
プラスチック類	ペットボトル	可能	販売・店舗等で回収するものは基本除外
	廃プラスチック・ビデオテープ・CD等・容器包装プラスチック	不可	受け入れできません